

平成28年度第4回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時 平成 29 年 1 月 19 日 (木) 10:00~10:50
開催場所 石狩市役所 3 階 庁議室
出席者 会長：高宮則夫
副会長：松永昭司
委員：亀岡和子、袴田律子、中村嘉光、清野和彦、木村峰子、中川京子、近藤八重子
欠席者 新海節
事務局 大塚財政部長、蛭谷財政課長、青山財政課主査、松田渉外調整担当部長、中西参事（渉外調整担当）、稲垣主査（渉外調整担当）
傍聴者 なし

【開 会】

○事務局 (蛭谷)： 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、只今より使用料、手数料等審議会を開会いたします。なお、新海委員からは本日都合により欠席との連絡がございましたので、ご報告申し上げます。

それでは、本日の審議案件、「あいロードパークにおける施設使用料の設定について」、本審議会に諮問をさせていただきます。本来であれば、諮問書は田岡市長から直接お渡しすべきところではありますが、あいにく公務のため出席できませんので、財政部長の大塚よりお渡しさせていただきます。

○事務局 (大塚)： 「あいロードパークにおける施設使用料の設定について」、石狩市使用料、手数料等審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、審議会の意見を求めます。よろしく願いいたします。

○事務局 (蛭谷)： それでは、以降の進行につきましては、高宮会長によりお願いいたします。

○高宮会長： 皆さま、おはようございます。本日の審議については、答申までを予定しておりますので、皆さま方におかれましてはよろしく願いいたします。本審議会に諮問された「あいロードパークにおける施設使用料の設定について」を議題といたします。事務局から提出されている資料について、ご説明をお願いいたします。

○事務局 (中西)： それでは私のほうからご説明させていただきます。道の駅担当参事の中西と申します。よろしく願いいたします。使用料の具体的な算定に関する説明の前に、まずは道の駅というものについて説明させていただきます。

道の駅につきましては、まだ完成していないものでございますので、皆さんなかなかイメージがでないものだと思いますが、事前にイメージ図、完成予想図をお配りしております。経過を含めまして簡単にご説明させていただきます。道の駅の整備につきましては、平成 17 年の合併後に厚田の地域協議会でまとめられた複合施設構想をベースに近接遠来をキーワードといたしました企画書を国へ提出いたしました。そうしたところ、地方創生の拠点となる先駆的事業として平成 27 年 1 月に国土交通省より重点道の駅として選定されたことがきっかけとなっております。今年度既に造成工事に着手しておりまして、建築に係る実施設計が先日終了したところです。雪解け後に建設工事に着手いたしまして、オープンは平成 30 年の春、ゴールデンウィーク頃を今のところの予定として進めているところでございます。

道の駅の基本コンセプトでございますが、この地域にとって、日本海に沈む夕日、この眺望が地域の誇りでございます。道の駅の建設場所を厚田公園としたところでございます。地域の魅力である眺望を域外からの観光客の方々に感じていただきたいという思いがベースとなっております。また、隣接する既存の観光施設であります恋人の聖地や戸田城聖の生家への園路までの動線を、建物の形状や起伏を活用して確保するといったことと、子ども広場などを設けまして、域外からの集客や地域の子

どもたちの交流の場ということを目指しているところでございます。

外観のデザインですけれども、全体的な色合いといたしましては、格調高く重厚感のある色合いを考えております。入り口部分の庇は、日本海の色でございますブルシアンブルーをイメージした色を一部取り入れております。建物の中から日本海を見渡せ、沈む夕日を堪能できますよう大きなガラス張りとしております。ガラスの両端部分は斜めにしておりまして、特徴的な形状となっており、船が進むような勢いのあるイメージを持たせているというところでございます。また、フロアは3階建てになっておりまして、一番上のバルコニーからも日本海や厚田の街並みを見渡すことができるというものとなっております。続いて外構でございますが、3箇所の駐車場に加え、子ども広場の設置のほか、石積スタンドをイベント広場前に設置し、様々なイベントの開催にも対応できるような活用を考えておりまして、高低差を活かした外構計画となっております。

駐車場にはバス停を設置しまして、厚田までの中央バスの路線、厚田から浜益までというところではデマンドバスを現在走らせておりますが、そちらの結節点となるものと考えております。

続いて内観についてでございますが、資料展示を行う交流スペースや、館内の共通の内装としては、“これ”の木材を使った手すりやルーバーを設置するといったように木の風合いを醸し出すことを考えております。この“これ”ですが、厚田の地名にもなりましてアイヌ語でアツツシという言葉方をするようなものでして、そういったことで厚田の歴史や伝統を感じていただけるものと考えております。

さて、料金設定の基本的な考え方の説明に入らせていただきます。資料を改めてご覧いただきたいと思っております。まず、基本的な考え方でございますが、使用料手数料の基本方針というものを定めておりまして、これに基づきまして、原価計算方式によるコスト計算、行政負担と受益者負担の負担割合の明確化ということを基本的な柱としております。

地場産品体験コーナー（飲食提供施設）ということですが、地場産品体験コーナーという名称を使っておりますが、そちらについては国の補助金のメニューに名称を合わせている関係でこういった名称を使っています。実際のところは、イオンですとか、三井のアウトレットをイメージしていただくとかどうかと思っておりますが、フードコートといったイメージとなります。こちらのテナントということで考えていただければと思います。地場産品体験コーナーにつきましては、特定の利用者に利益を提供する民間サービス、いわゆる民間供給される選択的サービスという分野と考えておりまして、受益者負担 100%と言う考え方を適用するものと考えております。

その他の屋内スペースにつきましては、特定の利用者に利益を提供するものというところでございますが、当該地域では民間で提供されないサービスでございまして、受益者負担が 50%、半分の負担ということで算定することとしております、この考え方は、市内のコミセンにおける算定方法と同様の考え方で行っております。

また、別棟ということで、今、観光案内所で使われている施設がこの建物の道を挟んで反対側にあります。こちらにつきましては平成 20 年に建設されて、今現在まで使用されておりますが、今後の運営につきましては、今後建設する道の駅の別棟と言う位置付けで運営することとしておりますことから、今回新たに定める施設の料金と同水準の料金設定で設定をすることとしております。

建物の前、駐車場と建物の間に屋外のスペースがございますが、こちらにつきましては、臨時的な営業行為を想定しまして、料金を設定するものであります。あくまで臨時的な活用でありまして、原価計算という考え方を適用することは馴染まないという部分もございまして、市内で行われているイベントでの出店料を参考にして金額を設定したところでございます。そのほか、施設の裏手、現在公園の一部施設としてキャンプ場がございます。従来公園として管理しておりましたキャンプ場を今回道の駅と一体的に管理するというところで、道の駅の設置条例の中で料金を改めて設定することとしておりますが、こちらにつきましては、従来のキャンプ場の料金設定をそのままスライドしてこちらの条例の中に移すことと考えておりますため、新たな算定対象としては考えていないところでございます。

続きまして、実際に設定する使用料というところでございます。こちらが実質的に今回審議していただくものということになります。地場産品体験コーナーという部分につきましては、平米 1 月当たり 3,700 円、坪単価で 1 月当たり約 12,200 円と設定しているところでございます。

比較することが妥当かどうかは別として、千歳の道の駅につきましては、坪当たり 30,000 円となって

おります。こういった設定から見ると、比較的安いものと見る事ができるように思います。また、隣の当別町でも道の駅の建設が進められておりまして、当別町につきましては、本市よりも少し早い今年の 9 月にオープンを目指して進められております。こちらの計画されている料金設定が、家賃のほかに共益費と広告宣伝費を併せて徴収すると言うところで、12,500 円ということになっております。こちらと比較すると、ある程度ほぼ同水準と見えるところです。ただ、千歳・当別とも、「売上げの何%とのどちらか高いほう」という設定がございます。本市の考え方につきましては、売上げに比例して料金を徴収するという考え方は持っておりません。あくまでも本市の基本方針に基づくものとしておりまして、賃料を固定化することで、事業計画を立てやすく、また、売上げを上げるほど利益に結びつくことで、より一層の出店意欲や経営努力というものを引き出せるのではないかと考えております。一般的に飲食業の売上げに占めるテナント料は 10%が採算ラインと言われております。千歳ですとか当別を見ますと、売上げの 10%以上を徴収するという考え方も見えており、非常に厳しい条件設定と感じるところです。運用上、実際ここまで徴収しているかについてははっきりと見えておりませんが、条例を見る限りはそのように見受けられます。

屋内スペースにつきましては、2階・3階に多目的スペースというものを設けております。完全にクローズされた部屋という状態にはなっておりません。従いまして部屋貸しのような状態は作れないというところですが、作品展ですとか会議ですとかのスペースとして貸し出すことを想定して、面積当たりの料金を設定しております。こちらの金額につきましては、面積当たりで換算した場合、コミセンの会議室や厚田総合センターの集会室の料金にほぼ近い料金設定となっております。

屋外スペースにつきましては、建物と駐車場の間のイベント広場ということになりますが、こちらに仮設テントでの出店を想定しております。一般的にイベント等で使われているテントの 3 張が設置できるようになっております。また、建物の下にカバードウォークという形で軒下のようになっておりますが、こちらにおいても一部出店できるようになっております。こちらにつきましては、常時使用というのは見込まれず、イベント等での都度利用を想定しており、石狩さけまつりでの出店料金が 15,000 円というものでございまして、その料金と同じ設定をしているところです。平日につきましては、土日の来客数との比較で 5 分の 1 程度と予想されますが、極力、館内への店舗への誘客を行いたいということも含めて、料金を 3 分の 1 と若干高めの設定となりますが、こちらで金額を定めているところでございます。

コストの算定というところでございますが、建物の建設費につきましては、まだ完成しておりませんので確定ではありませんが、設計費を含めて 10 億円近くの金額を見込んでいるところです。建物の減価償却費相当額と、維持管理に必要な費用、管理上必要となる職員の人件費を加味した年間の総コストは 5,200 万円と見込んでいるところです。これを施設の面積で按分しますと、平米当たり月 3,250 円ということになります。今回設定しようとする使用料金につきましては、約 3,700 円ということになりますことから、費用 100%充足ということ考えると 114%の充足率ということになりますので、計算上はもらうべき金額より若干高い設定ですが、おおむね 100%に近いものということを考えております。

別棟につきましては、こちらの単価を使いまして面積に応じた金額を設定したというところがございます。

屋内スペースにつきましては、交流スペースとして先ほどご説明したとおりの会議等での活用を想定しております。従いまして 1 日若しくは 1 時間という単価になろうかと思います。月額コストの 3,250 円を 30 日で割ると 1 日当たり平米 108 円、1 時間当たり 13.5 円という計算になります。このうち受益者負担を 50%とした場合、1 日当たり 54 円、1 時間当たり 6.8 円を負担してもらうのが適正価格となりますが、類似の目的で使われているコミセンの会議室や厚田総合センターの集会室と比較しましておおむね同水準となる平米当たり 1 時間 6 円、1 日 50 円という単価の設定をしたところでございます。コストから考えると、もらうべき額から若干こちらの場合は下回るということになりますが、市内施設とのバランスを考えると適正な価格であろうと考えているところでございます。

説明としては以上でございます。

○高宮会長： ありがとうございます。なかなかわかりにくい算定内容ではございますけれども、前段にお話いただいた事業計画と、今の算定の内容について皆さま方から意見・質問を受けたいと思

います。いかがでございましょうか。分からないところもあろうかと思いますが、質問も含めてお願いいたします。

では、私のほうからお聞きしますが、ここは使用料手数料という審議会ですけれども、コストという言い方をされております。なぜコスト算定という考えをするのでしょうか。皆さんにはわかりにくいかと思えます。

○事務局(中西)： コストという言葉が適当かというのはありますが、従前より本市の各施設における使用料の設定の考え方の中に年間にかかる費用はどれだけかという部分と、その費用について利用する人がどれだけ負担すべきかということが検討された中で料金が設定されてきた経緯がございます。一部例外的に近隣市町村とのバランスを含めて設定しているところもありますが、本市としましては、かかる費用をどれだけ使う方に負担していただくかを計算した上で料金を設定した流れがございます。その流れに沿って、今回の施設についても設定しているところでございます。

○高宮会長： 資料の3のコストの算定の中に数字がいくつか並んでますが、議会にかけるとすれば全体を含めてどの額を最終的に示すことになるのかということはどうのように考えればよろしいのでしょうか。

○事務局(中西)： 示す額につきましては、設定する使用料ということで説明資料の中にございますが、資料の2(1)でいきますと、表に囲まれた地場産品体験コーナーのABCDEのハコの料金が月額設定されておりますがこの料金と、資料の2(2)屋内スペースの平米当たり1時間6円、1日50円、同(3)の屋外スペースの日額平日5,000円、土日祝日15,000円、こちらの金額が条例上設定されることとなります。

説明が1点漏れておりましたが、条例上に料金という形で設定して載ることになりますが、この条例につきましては、昨年12月1日から1か月パブリックコメントを実施し、市民の皆さまにもお示ししているところでございます。こちらについては、意見の募集を1月4日で締め切っておりますが、料金に関する意見は1件もございませんでした。

○委員(木村)： わからなかったことがあるんですが、この月額料金に加えて運営費用等のコストがかかるのでしょうか。全体で月額料金ということになるのでしょうか。

○事務局(中西)： ハコ全体で1,333平方メートルあります。このハコについて1年間どれだけの費用がかかるかということと5,200万円ということになります。これを1,333平方メートルで割ると平米当たりの単価がいくらかということとなり、それが3,250円となります。例えば地場産品コーナーAですと、17.47平方メートルに今回設定する3,700円をかけると65,000円になりますという意味です。

○委員(木村)： これで全部の料金となるわけでしょうか。また、貸すときには審査等があって、それ以降は常時占有して使用できるといったものなのでしょうか。

○事務局(中西)： 借りた部分の部屋の料金となります。月額料金を設定している部分については、テナントの募集ということを行いまして、審査というからお貸ししますという決定を行います。出店者が毎月変わるということは、経営する側にとっては不安定で大変だと思いますので、月額料金を納めていただいて継続的に使用いただくこととしております。

○委員(木村)： 決まったらもう何年もその方が契約に基づき使用し続けるのでしょうか。

○事務局(中西)： 今のところは3年程度を一区切りと考えておりますが、これについての正式な決定は現時点では行っておりません。

○高宮会長： 行政側としてコストを算定し、それとの整合を図りましたということですね。5,200 万円というコストに対し、赤字にならないような仕組みを作っていこうということによろしいでしょうか。

○事務局(中西)： そのとおりです。端的にいうと、かかるコストを面積分負担していただきましょうということです。

○委員(中村)： 屋外スペースと屋内スペースの貸出しの時間なんですけど、資料に 1 日 50 円とあります。1 日というのは開館時間と閉館時間が分かれば何時間かが分かるんですけど、それぞれ教えてください。

○事務局(中西)： 条例上は、9 時~20 時ということで定めませんが、1 年間冬場も通じてその時間開館するという事は、コスト的にどうなのかということもあり、今後検討することとなりますが、冬の間は閉館時間を早めることも視野に入れております。

○委員(清野)： 道の駅のハコモノ自体は、石狩市の所有ということですよ。コミセンなどと同じ位置付けということでしょうか。それを運営するに当たってその主体はどこか、例えば指定管理者や公社が行うのでしょうか。

○事務局(中西)： 運営主体は新たに新年度会社を設立いたしまして、第三セクターという形でその会社が運営を請け負うということを考えております。

○委員(清野)： 運営を請け負う会社にはこの使用料は入らないのであれば、運営者は何をもって利益を上げるのでしょうか。

○事務局(中西)： 指定管理料として市が払う部分に加えて、テナント収入は指定管理者が収受することとなります。それを含めて経営をしていくということになります。

○委員(清野)： 道の駅の使用料自体は条例で設けるが、収入は指定管理者というか運営者に入っていくということですか。そうすると、千歳のように売上げに対する割合で設定することもあるのか。市が収入するならばいいんですが、運営会社に収入が入るのであれば、収入確保の観点からもそのような考え方があっていいのではないかと思います。もう 1 つは別棟 E の取扱いについてですけども、既存として運営されている状況とのことですが、従前の料金がどうだったのかを知りたいです。

○事務局(中西)： 売上げに対する割合ということでいくと、お金をもらう側からすると、少しでも多くもらいたい、儲かれば儲かるほど施設を貸す側にとっては期待するところではと思うんですが、現状どれだけ売上げが上がるか想定できないことに加え、入る店舗については複数店舗ありますので、それぞれバラバラな売上高になろうかと思えます。やってみなければわからないといった不安定な要素もあるので、正直なところ、まずは利用していただく方にとって払うお金がいくらなのかを明確にすることで、どれだけ頑張れば経営として成り立つか判断が付きやすい入り口にしたということがあってこの設定にしております。ただ、料金については、定期的に見直すということが基本的な考え方になっておりますので、今後見直しをかける中で検討したいと考えております。

○委員(清野)： 検討の際は、売上げに対する割合といった考え方も再度議論していただければと思います。

○事務局(中西)： 我々としても、少しでも多く収入が得られるようにやりたいと考えておりますので、次の段階として検討させていただきます。それから、従前の料金設定がどのようになっている

のかという点については、従前の施設につきましてはテナントとしての貸出しではなく、建物とその下の海浜プールの管理等を含めて一体的に指定管理に出しており、具体的な料金設定といった形がないので、今回はテナントとして差異のない料金を当てはめるべきということで整理しております。

○委員（清野）： わかりました。

○高宮会長： これはとても大事な点ですが、審議の内容には直接関わってこないのかもしれないですが、指定管理の担い手はもう決まっていますか。

○事務局（中西）： はい。100%市出資の法人を設立し、その会社を指定することとしております。

○委員（中村）： 多目的スペースについて、割と建物全体に占める割合が多いんですが、多目的という言葉からすれば会議など様々な活用が見込まれますが、地域的に人口もそこまで多くないので、ここまでスペースが多いのでしょうか。

○事務局（中西）： 実際には、多目的スペースという名称を付けてはおりますが、施設自体、人が入る日、入らない日、夏冬、土日、平日をそれぞれ比べると、人の入りがかなり違う施設になるであろうと思います。人がかなり入るような日については、多目的というよりも、テーブルや椅子を並べて飲食を楽しんでいただいたり、外の景色を見ていただいたりということでスペースの大半が埋まってしまうと考えております。現実的にはその場合に他の用途に供することは考えられないものと思っております。閑散期については、空きスペースが生ずるものと思いますので、そのときは会議等のために貸し出し、集客のためのスペースとして活用したいと考えており、そのようにご理解いただければと思います。

○委員（中村）： はい、結構です。

○委員（清野）： 今の意見に付随するんですが、空きスペース、例えば多目的スペースについて、手狭になってきた場合は、別にまたスペースの拡充を想定するものなのでしょうか。

○事務局（中西）： そうなってくれば市としても非常に嬉しいことだと考えております。

○高宮会長： ここに出店する方は、厚田地区の方を優先する等は考えられているのですか。

○事務局（中西）： 基本的には市に関連する方というか、そういった方については情報を先んじて提供するとともにお話を伺っているといった状況です。

○委員（木村）： 募集はもう始まっているのでしょうか。

○事務局（中西）： 今回の審議結果を含めて、条例案を市議会に提出し、それが可決されると、新年度において指定管理の議決を受けることとなります。そして、それ以降、テナントの募集等を始めることとしております。何よりも料金が決まらないことには事業者も見積もれないというか、検討の材料が不足することとなろうかと思っておりますので、まずは料金を示さないといけないと思っております。

○高宮会長： 道内の道の駅に大きなものができてしまうと、買物客などがそこに流れてしまって、もともとの地域の商業が衰退する傾向が大きいので、その対策に力を入れる必要があるものと思います。これだけいいものができるのであれば、交通情報の提供などの方面から期待されるものですか、これは審議の内容とは関係ないものですが、何か考えていることはあるのですか。

○事務局(中西)： 道の駅につきましては、国のほうで道路情報サービスの提供をやっていただけます。トイレにつきましては、24 時間通年で空けるとともに、そこに道路情報サービスも併せて提供できるような仕組みを考えているところです。

○委員(木村)： 道の駅というと、交通量の多いところを想像していたんですが、実際のところ今回の地域について、今はかなりの交通量があるんですか。

○事務局(中西)： 交通量の多い少ないの基準をどこに置くかということがあろうかとは思いますが、他と比較するならば、もっと多いところもあり、少ないところもあるということになります。全体の交通量よりも、冬と夏の間交通量の差が大きいという部分のほうが、事業運営をするには難しい部分はあるかと考えております。交通量としては少ないほうではないと思っております。

○事務局(松田)： ご説明したように、この施設というのは、厚田地域の協議会が、施設を作ってそこを拠点に地域を活性化させたいという強い思いがあって、今回の道の駅の実現に至ったという経緯がございます。交通量や人口については必ずしも札幌等の都市部と比べると十分な環境にはありませんが、そういった中で、本来であれば民間の企業がここに来て事業をやっていただけるのが一番ではありますが、そういった環境にないということで、今般、市の施策として考えてきたところです。投資としては決して小さくない投資ですけれども、こういった建物を造って、地元の物だったり事業者だったりを活用して、いかにその地域に今まで以上に人を呼び込み、地域に潤いをもたらせるか、というような基本的な政策目標がありますので、そういった点でこの施設を中心にしてこれから頑張っていきたいということを考えております。

○委員(木村)： やはり、「そこに行きたいと思って行く」、「買いたい物がある」ですとか、「子どもたちを遊ばせたい」とか、そこを目的として行きたいと思える施設ならいいなと思います。

○委員(袴田)： 先ほど冬の開館時間を短くすることを検討しているというお話があったと思いますが、今回設定する使用料で月額のもの、営業時間が短い冬の場合における別の料金設定は考えているのでしょうか。

○事務局(中西)： 今の時点では、あくまでも通年同じ月額料金ということで考えております。

○委員(袴田)： 正直、この地域ですと冬場は難しいと思うので、冬場と夏場が同じ料金設定だとなかなか感じてるところです。

○高宮会長： そうですね。おそらく行政側もリスクを勘案した上での料金設定ではあろうかとは思いますが。

○事務局(中西)： 逆に言うと、夏場に人が来るときにたくさん収入を上げていただいて、人のあまり来ない時期の分も稼いでいただくような仕組みの中でやっていただきたいと思っております。しかし、そのような話になると、月額料金ではありますが、平日は閉めて土日だけ営業されるということが出ないとも限らないわけで、考え方がなかなか難しいんですが、基本的には月額料金を通年で考えております。道の駅については、何よりも夕日というものをメインに考えておりますので、夕日が沈む時間に閉店時間を合わせるという考え方になるかと思っております。逆に、冬場を長く開館するというになると、その分収入になるというよりもマイナスに働く要素が多いので、早めに閉めてしまったほうが店舗の経営としてもいいのかなと考えているところです。また、現実的には、冬場においては契約をせずに営業しないという店舗が出るというのも想定しております。今考えているのは、1 階フロアは完全に通年開けたいということです。

○高宮会長： この 231 号はよく使うのですけれども、やっぱり店舗がないですね。コンビニも、

施設ができると便利かもしれません。夏場は7、8,000 台くらいじゃないですか、交通量。また、トイレが増毛には少しあるかもしれないですが、留萌に行くまでなかなかないです。これがしっかりできれば観光バスも来ることになろうと思います。それに、トンネルがありまして、昔は冬が大変でしたけど最近では便利になってきたなということもありますね。

○事務局（中西）： 防雪柵がかなりできましたので。

○高宮会長： 確かにそうですね。でもドライブするには少し寂しいですけどね。

○委員（清野）： 今後の見直しも含めてなんですが、花川地区と厚田地区を同じベースで設定していいのかなど。やはり増毛に行くとも物価が高いとか、地域格差があるものなので、テナントで入られる方にとって、厚田地区でこの料金設定をすることは問題ないのでしょうか。

○事務局（中西）： 地域格差という点について反映しているものは現状ありません。ここでの料金設定は、あくまでもかかるコストから割り出したものであり、地域の影響を加味したものではありません。

○高宮会長： その他質問がないようでしたら、本日の審議についてこれで終了したいと思います。それでは諮問された内容については、本審議会において妥当であると答申したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： このあと答申の予定となっておりますが、事務処理の作成などに時間を要しますので、答申につきましては私にご一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： それではそのようにさせていただくことといたしまして、本日の審議は終了したいと思います。皆さまのご協力に感謝申し上げます。事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（蛭谷）： 委員の皆さまにおかれましては、ご審議を賜りまして誠にありがとうございます。只今ご審議いただきました結果を反映いたしまして、2月下旬に開会予定であります平成 29 年石狩市議会第 1 回定例会に本件に関連する条例案の提案をまいりますのでご承知お祈いします。事務局からは以上でございます。

○高宮会長： それではこれにて閉会いたします。本日はありがとうございました。

議事録確定 平成 29 年 2 月 28 日

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 高宮 則夫